



# ARIMASS Letter

[Association for Risk Management System Studies]

危機管理システム研究学会 2008年6月  
第33号

危機管理システム研究学会第8回年次大会開催にあたって

村山武彦（早稲田大学理工学術院教授）

このたび、危機管理システム研究学会第8回年次大会を早稲田大学大久保キャンパスで開かせていただくことになりました。本学では、既に2004年度に浦川道太郎先生を実行委員長として第4回大会が開かれています。今回は理工系学部が立地するキャンパスでの開催となります。

現在の理工系学部の前身である理工科は明治41年（1908年）に発足し、工学系学科をベースとしながら理学と融合を謳い、国内で初めて「理工」という名称を使用するに至りました。今年で理工系学部として100周年を迎えるのを機に、時代の要請に応えた新しい教育研究のスタイルを目指して、2007年度から新組織をスタートさせ、教員組織である「理工学術院」のもとに3つの理工学部・研究科（基幹、創造、先進）が設置されました。改革を検討する中で強調されたコンセプトの一つに、総合理工系によるシナジー効果が挙げられており、本学会が研究テーマとしている危機管理も多様な理工系分野に少なからず関連するものと考えております。

本大会のパネルディスカッションでは、「リスク認知からリスクの組織的取り組みへの歩み」と題し、鈴木敏正先生をモデレーターとして、リスクマネジメントの歴史から学ぶリスク社会の在り方が議論されることになっております。様々な分野における危機管理の共通項や多様性を見出すよい機会になるのではないかと期待しております。

今年の6月には地下鉄の副都心線が開通し、新しい駅がキャンパスに隣接する形で設置されることになりました。これまで都心に位置しながら交通の便にやや難点があった私どものキャンパスも、年次大会の開催時には新たに開通した地下鉄を利用させていただくことで、アクセスが比較的容易になるものと考えております。

学会開催に関しては経験不足のところがあり、十分な運営ができるかどうか甚だ心もとないところがございますが、多くの学会員の皆様のご来学を心よりお待ちしております。

## 目 次

危機管理システム研究学会第8回年次大会開催にあたって	1
第8回年次大会プログラム	2
分科会報告	3
事務局からのお知らせ	12

## 危機管理システム研究学会第8回年次大会プログラム

開催場所 : 早稲田大学理工学術院 57号館 201教室

期 日 : 2008年7月5日(土) 受付開始 9:30

統一テーマ : 「グローバル化時代のリスクマネジメント」

◆ 10:00～10:30 会員総会 ◆ 全体進行司会:長濱 昭夫(桜美林大学)

---

### 【10:35～17:00 研究発表報告・パネルディスカッション】

---

【10:35～11:50 研究発表・報告(セッション1)】座長:大柳 康司(専修大学)

第1報告 10:35～10:50(報告15分)

テーマ:「内部統制制度と上場企業評価」

報告者:井端 和男(井端公認会計士事務所)

第2報告 10:50～11:05(報告15分)

テーマ:「企業の継続性の観点からのM&A企業の企業評価」

報告者:古山 徹(日経メディアマーケティング(株))

第3報告 11:05～11:20(報告15分)

テーマ:「GC記載会社の個別企業分析」

報告者:渡邊 繁生((株)プロネクサス)

第4報告 11:20～11:35(報告15分)

テーマ:危機管理の経営戦略

報告者:仲間 妙子(千葉商科大学経済研究所)

質疑応答 11:35～11:55(20分間)

---

### 11:55～12:55 休憩・昼食

---

【12:55～14:55 研究発表・報告(セッション2)】座長:内田 英二(昭和大学)

第5報告 12:55～13:10(報告15分)

テーマ:拡大しつつある感染症リスクを低減するための法律等の問題点

報告者:坪内 暁子(順天堂大学医学部熱帯医学・寄生虫病学)

第6報告 13:10～13:25(報告15分)

テーマ:株式会社赤福の企業不祥事に関する分析

報告者:樋口 晴彦(警察大学校警察政策研究センター)

第7報告 13:25～13:40(報告15分)

テーマ:リスクマネジメントとしてのメンタルヘルス

～グローバル時代の中で～

報告者:木村 栄宏(千葉科学大学)

第8報告 13:40～13:55(報告15分)

テーマ：グローバル化時代のリスク管理と説明責任  
—格付機関における取り組みと課題—

報告者：笹子 善平（みずほインベスターズ証券）

質疑応答 13:55～14:15（20分間）

**14:15～14:45 分科会報告**

リスクマネジメントシステム研究分科会：指田 朝久（同分科会主査）  
リスク事例サロン分科会：島田 公一（同分科会主査）  
メディカルリスクマネジメント分科会：坪内 暁子（同分科会主査代理）  
企業活性化研究分科会：古山 徹（同分科会主査）

---

**14:45～15:00 休憩**

---

**【15:00～17:00 パネルディスカッション】**

テーマ リスク認知からリスクの組織的取り組みへの歩み  
—リスクマネジメントの歴史から学ぶリスク社会の在り方—

- ① リスク認知そして組織としての重大リスク認識
- ② 重大リスクへの組織的取り組み経緯
- ③ 組織的取り組みに向けての教訓、他組織への示唆
- ④ 健全な企業リスクマネジメントの在り方

モデレーター：鈴木敏正（日本総合研究所）

パネリスト

- ① 八星 篤（つくだ社会科学研究所）
- ② 久保 孝（日本ベーリンガーインゲルハイム株）
- ③ 寺本 研一（東京医科歯科大学）
- ④ 太羽 宏一（尚絅大学）
- ⑤ 神田 隆之（東京ガス株）

---

**17:20～19:00 懇親会 63号館カフェテリア 司会：島田 公一（あいおい基礎研究所）**

---

# 分 科 会 報 告

## 【RMS（リスクマネジメントシステム）研究分科会】

主査：指田 朝久（東京海上日動リスクコンサルティング）

リスクマネジメントシステム研究分科会は2007年度の活動のまとめの時期に来ております。規格比較WGは4月23日に活動し、報告書のまとめを行いました。COSOERMWGは4月15日と5月27日に活動いたし、報告書のまとめに向けた議論を行いました。モデル企業を想定してERMの展開についてまとめた画期的な研究報告となる予定です。しばらく休止していましたが、座長に内田知男さんが就任し、2008年度の最初の活動として4月17日に「MOT（Management of Technology 技術経営）に関わる事業化での企業家精神とリスクマネジメント」と題して株式会社テクノ・インテグレート代表取締役出川通氏の講演を実施しました。2007年度の活動は報告書としてまとめ7月5日の大会にお披露目いたしますので、どうぞご期待ください。

## 【リスク事例サロン分科会】

### 第33回リスク事例サロン分科会開催報告

主査 島田 公一（あいおい基礎研究所）

「リスク事例サロン分科会」はマスコミ等で取り上げられた事件や危機事例を題材に、会員間で自由に危機管理・リスクマネジメントの観点から情報交換や意見交流を行うことを目的としています。

本分科会は開催の都度参加者を募り、サロンと言う名前のおり飲食しながらテーマに関連して自由に意見交換を行う会費制の分科会です。今回は、第33回分科会の報告をいたします。

#### 1. テーマ

サブプライムローン問題と金融リスク

#### 2. 報告者

笹子 善平 氏（みずほインベスターズ証券）

#### 3. 参加者（14名）

有賀、斎藤（壽）、笹子、佐藤、島田、須藤、竹中、平野、本田、宮川、宮崎、山本、吉川、阿部（事務局） ※50音順・敬称略

#### 4. 開催日時・場所

2007年11月14日（水）午後6：30～8：30、於 東洋経済新報社 9階会議室

#### 5. 報告内容骨子

世界的規模で金融市場の混乱が生じたサブプライムローン問題に関し、報告者の笹子氏より以下の報告がありました。報告の骨子は次の通りです。

○サブプライム問題はいくつかの問題が複合しているので、夫々の問題を個別に検討する必要がある。

○「サブプライム」とは文字通り「プライム」より下のローンであり、スコアリングの低い案件に対する住宅ローンである。米国の住宅ローン残高は9.7兆ドルであるがそのうちサブプライムは1.3兆ドルでウェイト14%を占める。

○焦げ付きの原因は、住宅市況が1991年から2005年の減速に直面するまでの間、買えば上がり、上がるから買うという住宅バブルを背景とし、「元本返済のない金利支払のみ」「所得等の証明不要」「融

資当初の期間は極端な固定低金利で2～3年後に変動金利ステップ償還」「頭金なし」など安易な融資姿勢にあった

- 一方米国では従来から住宅ローンの証券化は行われていたが、今回問題となったサブプライムローンの証券化は、信用リスクが低いとは言えない原債権でも、優先劣後構造に分けて証券を作り出すことで優先部分が安易に高格付を得られるようになったことが今回の問題の一因となった。先部分が世界中に流通したため、米国内の問題である住宅ローンの問題が世界中に波及してしまった。
- 格付けは住宅バブル時代の統計に基づいたものであったため、住宅価格の頭打ちはその前提を失うことになり、指標としての信頼を失った。
- 貸し手の問題としては投機的なファンドが預託金以上の資金を運用していたため、損失額を預託金の範囲にとどめようとして債券の処分を急ぎ価格が急落した。
- 住宅ローンのデフォルト可能性が高まったため、債権の保有者（SPV）が ABCP で短期資金の調達ができなくなり、資金繰りが困難になった。
- 再証券化も繁盛に行われた。（リスク分散化による高格付化、起債手数料の獲得目的）
- 金融危機はサブプライムを含んだ証券のデフォルトに伴う損失、格付け低下による引当金の増額、組成する直前の保有債権のデフォルトによる
- 問題を深刻化させた原因は格付け機関の統計依存、投資家の格付依存にある
- 直接金融で貸し手が国境を越えて広範囲に広がり、最後の貸し手が効果的に保護策を打てなかった
- 市場取引価格にだけに依存している場合、売りが始まると時価が急落してしまった
- 現在の統計手法では倒産確率が急激にふえると、分布が広がりかつ相関度が増えるため、予想最大損失が急激に拡大した

## 6. 自由意見・情報交流内容

- 証券会社が損失するメカニズムを知りたい。証券会社が貸し手というイメージがない。
- 米国は銀行・証券を兼営しているのが普通。ダイレクトな投資ではなく、ビークルの所有に伴うバックアップラインから発生する損失がある。証券の組成前の保有債権のデフォルトにともなう損失。訴訟リスクもあり、組成者としての債券買戻に応じざるを得ない状況になってきている。貸し倒れはこれから起こる問題で、これからさらに深刻になる。
- サブプライムの金利はどのくらいか。住宅が右肩上がり思い込む理由が理解できない。
- 非常に高金利。ただし、米国では住宅ローン利子は全額所得控除されるメリットがあり、借り手が存在する。日本のバブル時期も住宅価格が上昇すると思っていた。
- 儲けた人はいるのか。
- ローンブローカー、不動産仲介業者は儲かった。
- 最終的なリスクホルダーは誰なのか。
- 基本的に証券保有者。更にはその会社の株主・債権者。個人も投信で購入しているケースもある。
- エクイティーで損失がとどまらないのか。
- 過去の統計に基づいた想定を超える損失が発生した場合、今後の損失予測にたいして過去の格付けは役に立たない。格付けのためにデフォルトリスクに保証を出している金融保証会社がダメージを受ける可能性は高い。
- 担保はあるか。なぜ、債権を SPC へ譲渡したはずの金融機関が損失の影響を受けるのか。
- SPC の発行する ABCP に対するバックアップラインを解して倒産隔離がなし崩しとなってしまった。

- 日本の銀行と証券会社の今後の動向は
- 海外現法が関わっているだけ。しかし、構造問題に対処する必要がある。しかし、根本的な解決方法は見つかっていない。今は評価損の問題にすぎず、実際のデフォルトが起こると新たな問題が発生する可能性もある。
- 今時点の米国政府の対応。住宅所有者の抱える問題。
- まずは流動性危機を回避しようとしている。マネーサプライを増やしている。買取機関に対して民間金融機関を介して指導して、投売りを回避させようとしている。住宅所有者はつぎつぎと追い出されている。取り立て業者が代行しているため、相対取引のように肝要な対応ができない。
- 自動車産業などにも影響があると聞いているが。
- デフォルトの問題の発生していない開発型証券化も投資家から拒否反応がある。
- 深刻度はSLと同程度のインパクト。監督責任は直接原因については追及できるが、構造的な問題は責任の所在が不明確。格付会社に責任は問えない。
- 流動性の縮小や現金からものへ選好が変化してきているのか。
- 米国に流れていた金がアジアに流入することはあるのか
- 証券化商品への投資が敬遠されているだけで、過剰流動性は現在も存在する。
- アジア市場が高揚する可能性は少ないと思っているが、わからない。
- 住宅金融専門会社が行き詰まる原因は
- 完全に債権移転をしている会社は少なく、在庫分など一部は所有している会社が多いので、そのデフォルトが経営に悪影響を与える。
- 発表していない会社、年金基金の損失は。
- 今後の問題。年金基金などは時価会計でないため今問題を公表する必要がない。
- 何年も前から住宅バブルを認識しながらサブプライムを購入していたのか。
- わかっていたかも知れないが、やめられなかった。
- 日本政府のアクションは
- いまはアクションをとらない。欧米ほどの被害ではない。実損が拡大すればアクションをとることもありえる。
- 評価損は反転する可能性はないのか。
- 現在のインデックスは行過ぎと思っている。今はスパイラル的に下落している。
- 実際の経済と投機的な経済のギャップが危険水域にきていると感じている。
- 実際の価値ではなく格付に基づいて評価されているが、格付けの切り下げの連鎖がどこまで続くのかが不安。大きな資金を投下して不安を解消する必要があるのではないか。
- 米国の場合、そういった資金投入はできないのではないか。
- 格付け機関に悪意はあったのか
- 格下げについては我慢したと思われる。格付けを維持するインセンティブはない。
- これだけ株価が下がったのは何か。
- 売買の60%が外人投資家。価格を決定するのは外人投資家。手広くしていた投資を縮小処分したために価格がそれに引きずられた。国内投資家は傍観しているだけ。日本市場のファンダメンタルもよくない。
- 今後の保守的投資家が依拠するものは何か

○AAA の神話の崩壊は深刻。国債を購入するしかないか。

**メールアドレス登録・変更通知のお願い**

本分科会の開催は開催の都度学会のホームページおよび電子メールでご案内しますので、メールアドレス未登録の方または登録済メールアドレスに変更がある方は学会事務局までご連絡ください。

**【MRM（メディカルリスクマネジメント）分科会】**

主査：大川 淳（東京医科歯科大学）

日時： 2008年4月23日 午後6時30分から8時45分

場所： 順天堂大学本郷キャンパス 10号館1階105カンファレンスルーム

出席者：大川、辻、水口、村上、板倉、内田、久保、寺本、中村、豊田、大野、宮崎、小谷、古井、後藤、坪内

オブザーバー参加：小林、奈良、新井、柘植、廣田、會田、吉方、深井、大村、市田、室岡、ならびに順天堂大学薬剤部スタッフ、感染対策室スタッフ、各部署 RM 担当者

司会： 大川先生

演題1：医療における危機管理とリスクマネジメント（重篤な副作用被害&薬害防止を目指して）

辻 純一郎氏

演題2：薬害防止と医療専門家の役割（薬害訴訟と NGO 活動からの提言）

水口 真寿美 弁護士

開始に当たって、順天堂大学の関係者3名によるショートスピーチが行われた。

進行形式：それぞれの演題ごとのQ&Aセッションを設定しないで、演題1ならびに演題2を終えた後にQ&Aセッションを設ける形式とした。

演題1：医療における危機管理とリスクマネジメント

医療の現場においては事故対応が問われており、この点について他の領域に学ぶことができないか。医療従事者が経験をどう積むかという面も大事であり、ハーバードでは実際の人間のような高価な人形を使用し、実習をしている。また、再発防止策も重要であり、どうして事故が起きたかという原因究明も必要である。リスクマネジメントとクライシスマネジメントには違いがあり、マスコミ対応の基本となる。こうした観点からは、修羅場経験を豊富に持つ病院では、むしろ危機管理対応が進んでいるといえないか？一般の企業は修羅場経験が少ないので危機管理対応は遅れているのではないか。事故発生時の初期対応、事故後の説明、失敗原因の分析はキーポイントであり、現場でのエラーの防止のために分かりやすいポイントをまとめるのも肝要である。

演題2：薬害防止と医療専門家の役割（薬害訴訟と NGO 活動からの提言）

水口弁護士は、薬害被害者側の弁護士として薬害エイズを基点として、弁護士活動に入った。全国薬害被害者団体連絡協議会（ヤクヒレン）を立ち上げ、薬害オンブズパーソン事務局長としても活動している。日本における薬害の歴史は、サリドマイドからスモン、薬害エイズなどがあり、多くの被害者を出し、長

期にわたる訴訟という歴史を経ている。訴訟は、社会的には公共政策面での防止制度等を生み出し、被害者救済のための諸制度や事前防止策をもたらす結果となっている。被害者側でも国内でのオンブズパーソン活動や海外の専門家を招き薬害被害防止活動を展開している。薬害発生の問題のひとつとして、行政当局が規制能力を失っているという点が指摘される。イレッサの承認を見ると、迅速な承認という特徴を見ることができるが、結果として、間質性肺炎という重篤な健康被害により多くの死亡被害を発生させている。製薬企業側も DTCA (direct-to-consumer advertising) (消費者に直接的な広告宣伝を行うことによるマーケティング効果) による販売対応を行っており、薬害防止という観点からは疑問を感じざるを得ない。添付文書についても、当初の添付文書と最近のそれとを比較して見ると、いわゆる Black Box Warning (日本では添付文書の最初に赤字による警告表示を行う) が明確に行われるようになったという違いもある。残された遺族の感情からは、製薬企業だけでなく、医師の責任、薬剤師の責任をも追及したいという思いがあることは否定できない。医療の専門家として求められることは、少なくない。

司会：Q&A というよりは、自由な討議を持ちたい。本日の演題は、いくつかの問題を提起していると思う。

- 大変重い話を聞かされた、こうしたことを知らなかったことにショックを覚える。まさに、20 世紀は科学技術の時代であったが、21 世紀は人の心の時代ではないかと思う。
- 元厚生省という立場にいたが、水口弁護士の話聞き、事件のことを思い出す。医者も患者も当事者である。裁判と現実とは合わないと考えてきた。裁判は、いわば考古学であり、過去の事件について現在の基準で判断していると思う。患者は、疾病に効果のある薬を求めている。患者の生命を自分の命をかけて救っているのが医者である。にもかかわらず、民法は過失を判断するに際して予見可能性の概念を拡大している。加えて、その拡大された概念を政策に持ち込んでいると思う。このアプローチは、間違っていると考える。
- C 型肝炎についての質問であるが、患者がどうすればよいのかと聞いた場合は、どう医師は回答すればよいのか。

回答： 当方は、C 型肝炎の弁護士ではない。イレッサを担当している。被害補償については、窓口 110 番に電話をすれば、法律に基づいて救済されるというシステムになっている。電話が多くパニック状態であるようだが、電話をすることから始まるのではないか。

- 医師としての領域から申し上げると、制度設計の提言については感動した。日本では社会的に認知された臨床試験のルールはない。治験には省令 GCP が適用されているが社会的認知の点ではかなり劣る。臨床試験のルールを社会で作りあげるためには、そもそもの基本になる被験者保護法などを作ることが必要ではないかと考える。被験者保護法を制定するためにはどのような進め方をすればよいのだろうか。

回答： 患者の権利と被験者保護を法制化していくという目的で、病院からの代表者に来てもらっている。法律を作るというためのロードマップを作りつつあることから、具体化に向けて動いていると思う。

- 本来は、被験者はひとつの治験にしか参加できない筈である。ところが、最近では、一人で多くの臨床試験に参加しているケースがでてきている。欧州では主治医 (ファミリードクター) が管理している。フランスでは、国が ID を確認し管理している。日本はそれがないので 10 を超える治験に参加している場合もあるようだ。被験者保護法などの法の枠組みにこうした点を取り込む必要があると考える。
- 臨床医の立場からイレッサにかかる薬害についての質問が出され、水口弁護士の被害者側弁護士の立場と肺がん患者の臨床医の立場との論戦が行われた。概要は、次のとおり：



臨床医の見解：イレッサにかかる薬害について、肺の医療専門家としての立場からの質問になるが、副作用そして薬害という問題についてどう定義をしているのか。イレッサは、第2相試験までの治験で実用化になった。医師の観点からすると、従来の薬では、効果がなかった患者の腫瘍が消滅し、余命いくばくもなかった患者が生還するという事態が多く見られ、これで医療の現場は熱くなった。イレッサの重篤な副作用には、間質性肺炎以外はないといえる。医師の立場からすれば、イレッサに対する薬害訴訟は、反対せざるを得ないというのが実感である。

被害者側弁護士の見解：本来的に提供されるべき情報が提供されなかったことから、健康被害が発生した場合には、もはや薬害といわざるを得ない。法律制度の観点からは、当時の厚生省の制度では、第2相試験の結果評価での認可というシステムがとられていたことから問題はないと考えるが、イレッサのもたらしたリスクとの相関関係で考えるべきではないかというのが基本的なスタンス。承認段階で問題点が絞りきれていなかった結果、市場に製品化されたイレッサが出た後に、いわば一般の患者を対象にして薬としての問題点の洗い出しを行っているのではないか。イレッサの例は、あくまでも問題提起としての材料であって、この薬に焦点をあてた形での論議は、これで打ち切りたい。

- 専門家と専門家の論議を通じて、双方の意見がかみ合わないことが、そのままマスコミに出てしまうという事態が一般の人から見ると信頼を損なう原因になっていないだろうか。なぜ双方の意見がかみ合わないかを明らかにすることも必要であると思う。マスコミを通じて一般に分かりやすい言葉で伝えることが必要であると思う。
- 医師は、目の前にいる患者に対して対応をしていかなければならないことである。医療過誤訴訟を見てみると、過去の事故に対して、現在の基準を遡及して適用させようとしていると思われて仕方がない。
- 裁判では、あくまでもその事故が発生した当時の医療水準をベースにした判断を下すというのが基本である。いずれにしても、被害を発生させないための対応が必要。

## 【企業活性化研究分科会】

主査：古山 徹（日経メディアマーケティング）

企業活性化研究分科会は、企業の継続性と活性化の問題について参加者全員で考えていくことを目的としています。昨年は、企業の継続性に関する先行研究を読み、議論するという形式で進めてきました。今年は、昨年行ってきた議論を踏まえて具体的な事例についての研究を中心に進めていこうと考えています。

<第8回>

1. 開催日時 2008年2月24日(日) 時間：13：30～16：30
2. 開催場所 専修大学(神田校舎)
3. 参加者(8名) 山本、井端、大野、古山、渡邊、大柳、小島、菅原
4. テーマ

「企業の継続性の観点からのM&A企業の企業評価」

5. 報告者、報告内容

・報告者：古山徹（日経メディアマーケティング）

・報告内容

企業の継続性について考える場合、倒産や破綻という問題はもちろんのこと、企業の買収という事象も継続性を断つ重要な問題点である。しかし、買収という事象を継続企業の前提に関する注記との関連で考

えることは難しい。そこで、買収される企業の特性を財務比率を用いて示すことを目的としている。

具体的な手法は次のとおりである。サンプルは、2006年以降発生した98件の買収事例における買収企業82社と被買収企業98社の計180社を用いる。特性を確認する方法としては、サンプル企業についてNEEDSの企業財務データに収録されている184指標の平均値、標準偏差を算出し、そのうち変動係数が小さい指標を抽出するという分析を行う。

分析結果として、被買収企業の特性は、使用総資本回転率、売上高総利益率等の収益性をあらわす指標が高いという特徴がみられる。その他にも、流動比率は高いが、売上債権、買入債務の回転日数が短い、また配当性向、自己資本配当率が低いという特徴もみられた。このような特性を持つ企業が、被買収企業になりやすいといえるだろう。

#### <第9回>

1. 開催日時 2008年3月29日(土) 時間:13:30~16:30
2. 開催場所 専修大学(神田校舎)
3. 参加者(9名) 太田、山本、井端、大野、古山、渡邊、木村、大柳、菅原
4. テーマ

「平成17年3月期の株式会社ジー・テイストの有価証券報告書の分析」

#### 5. 報告者、報告内容

- ・報告者: 渡邊繁生(プロネクサス)
- ・報告内容

本報告は、GCの記載があったがその後、それらの問題を解決し記載がなくなった企業の有価証券報告書を分析しビジネスリスクを検討することを目的としている。サンプリングを行い、対象企業のなかから特に利益率の変動が大きかった株式会社ジー・テイストをとりあげた。株式会社ジー・テイストは、平成17年3月期および平成18年3月期の有価証券報告書においてはGCの記載があったが、平成19年3月期には問題を解消して記載がなくなっている。GCの記載理由を探るため、収益性分析および流動性分析を行った。分析結果として、株式公開により調達した資金から企業規模の拡大を目指したが、計画通りの売上を確保することができず、営業損失の計上および資金繰りの悪化を招きGCを記載することとなったと報告された。

#### <第10回>

1. 開催日時 2008年4月26日(土) 時間:13:30~16:30
2. 開催場所 専修大学(神田校舎)
3. 参加者(13名) 太田、山本、井端、大野、木村、古山、渡邊、大柳、横山、星野、菅原、宮川、齋藤
4. テーマ

「継続企業の前提の注記規準に関する分析」

#### 5. 報告者、報告内容

- ・報告者: 大柳 康司(専修大学)
- ・報告内容の要旨

本報告では、継続企業の前提の注記が付されている企業をサンプルとし、監査人がどのような場合に注記を付すのか、また注記が付されている企業にはどのような兆候がみられるのかを分析することを目的としている。まず公認会計士協会・監査委員会報告、財務諸表等規則・ガイドライン、監査基準別の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況について説明された。次にトーマツリサーチセンターが

調査した平成 17 年 3 月期の注記状況をもとに継続企業の前提の注記が付されている企業の現状を把握した。最後に、統計的手法を用い継続企業の前提の注記規準の分析を行っている。サンプルの選定においてペアサンプルを作成し、それをもとに一元配置分散分析および判別関数分析を行った。分析結果から、継続企業の前提に注記が付されている企業には、制度導入期以前より業績が悪く注記が付された企業と、何らかの要因で急激な業績が悪化し注記が付された企業の 2 種類のタイプに分別できると報告された。

---

#### 【編集後記】

昨年の 5 月に広報編集の任に着いてから早くも 1 年が過ぎました。個人的には、企業合併に伴うさまざまな問題を克服して年を越すことができ、それなりの満足感に浸ることができました。一方、リスクという観点からのこの 1 年を振り返ると、人為的災害と自然災害が地球的規模で猛威を振るったのではないかと思います。得ません。ヒューマンファクターにより地球規模での損失をもたらしたのは、言うまでもなく米国市場から始まったサブプライムローン問題でしょう。金融メカニズムの持つ脆弱さの恐ろしさが露呈した事件でもあります。自然災害のとどめは、中国四川大地震でしょう。無論、ミャンマーを襲ったサイクロンがもたらした損失の大きさには言葉を失うものがあります。しかしながら、これらの自然災害が野放図に被害を拡大することができた裏には、人為的な欠陥が潜んでいたことも否定できないでしょう。サイクロン襲来を予測していた軍政権の無策、そして、耐震性のない多くの建物を放置していた中国政府。人為的なリスクが自然災害と競合した場合に発生しうる損失は、極大化するということを学ぶことができた 1 年であったと思います。（広報編集委員長 板倉貴治）

## <事務局からのお知らせ>

### 1.分科会連絡先

教育実践分科会	主査：後藤和廣、TEL. 03-3291-8921/Fax. 3291-8930 e-mail:gotokaz@aol.com
リスクマネジメントシステム研究分科会	主査：指田朝久、TEL. 03-5288-6584(直)/Fax. 03-5288-6590 e-mail:t.sashida@tokiorisk.co.jp
リスク事例サロン分科会	主査：島田公一、TEL. 03-5423-1070/Fax. 03-5423-1074 e-mail:ko-shimada@ioi-research.co.jp
メディカルリスクマネジメント分科会	主査：大川 淳、TEL. 03-5803-4513 /FAX 03-5803-4513 e-mail: okawa.merd@tmd.ac.jp
企業活性化研究分科会	主査：古山 徹 TEL. 03-5295-6217/FAX 03-5295-6329 e-mail: furuyama@nikkeimm.co.jp

### 2. 新入会員紹介

氏名	所属
草野 弘治	AIU 保険会社
永井 昭雄	経済産業省
鈴木 英夫	ai リスクコンサルティング
藤野 君江	千葉商科大学
吉田 靖	千葉商科大学
野崎 浩成	日興シティグループ証券
中村 大輔	長岡大学

### 3. 住所・所属等変更の連絡方法

会員各位の自宅のご住所・電話番号・所属機関の名称・所在・電話番号・職名等について変更の生じた場合には変更前と変更後を並記のうえ必ず文書にて事務局宛ご連絡ください。

発行 危機管理システム研究学会

〒140-0013 東京都品川区南大井 6-3-7

アパネット南大井ビル (株)リムライン内

TEL. 03-5753-0080 FAX. 03-5753-0086

e-mail : [arimass@muh.biglobe.ne.jp](mailto:arimass@muh.biglobe.ne.jp)

<http://www5b.biglobe.ne.jp/~arimass/>

2008年6月20日発行

印刷 株式会社 文典堂 03-3762-0721